

人権

迷信に惑わされる風土

私たちは本能的に死を恐れます。それは仕方ないことですが、その「恐れ」という感情が、私たちの意識の中に偏見を形づくったり、迷信を受け入れたりする土壌となることを認識する必要があります。そして、この意識構造が差別意識の形成に深く関わっていることを見逃すことはできません。具体的には中世において、死や血などは「穢れ」であるとする考え方が広がり、そしてその死や血に触れるとその人も穢れるという偏見が形づくられていったと考えられています。そしてその偏見から、動物の死や血に触れる死んだ牛馬の処理や皮革生産などに従事する人達は、その穢れが感染し穢れているという「迷信」が生まれ、それが差別的な意識として、長く私たちの社会観念の中で生き延びてきました。言うまでも無く、死や血から穢れが移るといのがまったくの迷信であることは、現代社会では、冷静な判断をすれば誰もが解ることです。

同和問題にかかる差別は、このような全く根拠のない迷信によって産まれたことをはっきりと認識しなければなりません。そして私たちは、冷静な視点で問題をとらえ、自分の認識を再点検し、迷信や偏見を排除していく必要があります。

熊本県人権情報誌「コッコロ通信」より抜粋



国民年金だより

ご存知ですか？ 「学生納付特例制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、再度申請の手続きが必要となります。

また平成22年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成23年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

